

研究不正防止計画

平成 21 年 4 月 1 日策定
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 10 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 9 月 1 日改正

学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ公的研究費等の適正な運営・管理を行い、研究不正行為を防止するため、次のとおり研究不正防止計画（以下「防止計画」という）を策定する。また、防止計画を継続して検証する。

I. 不正発生の要因の把握

1. 目的

本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他本学の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）には、社会的責務として研究遂行における研究費の適正な執行が求められており、その責務に応えるため、不正使用を発生させない環境を醸成する。

研究費の大部分は国民から徴収される税金が原資となっており、その用途については国民の厳しい目が向けられていることを研究者等一人一人が認識し、当然のこととして、適正に経費を執行する

ことが研究者等の在り方として求められている。

さらに、一人の不正行為が、研究グループ、または大学全体の研究活動の停滞等を招くという自覚を持たせるとともに万が一不正が発生した場合には、大学は毅然とした厳しい処分を臨むことを周知・徹底する。

また、日頃より研究者等の中で互いに信頼する関係を維持し不正を未然に防ぐため不断の努力を行う。

2. 具体的防止計画

- ①研究者等に研究費の使用に関する意識調査として、取扱説明会終了時に理解度調査（アンケート）を実施する。
- ②防止計画の実施において、優先的に取り組むべき事項を中心に明確なものとし、不正を発生させる要因への対応策を検討・反映し、実効性のある内容とする。
- ③研究者等に、文部科学省等配分機関が指定する研究倫理教育を履修させ、研究倫理に関する知識を定着・更新させる。
- ④定期的な啓発活動を実施し、研究者等の意識の向上と浸透を図る。啓発活動として、内部監査の結果のフィードバックや研究者等への啓発資料のメール配信等を少なくとも四半期に1回程度実施する。

II. 研究者等への使用ルールの徹底

1. 目的

本学における研究費執行ルールの明確化を図り、「金沢医科大学科学研究費助成事業等の競争的研究費取扱要領（学内ルール）」を随時見直し、研究者等に対して明瞭な形態で周知する。また、事務職員はもとより研究者等一人一人の適正な研究費執行に関する意識づけを行う。

学内規程、各種業務マニュアル等様々な方法により周知している

が、研究者等においては有効活用できていない面がある。そのため、研究費執行を担当する事務職員のみならず、研究者等一人一人においても研究遂行の責任者として必要な研究費執行ルールを理解し、不正が発生しないよう留意する必要がある。

2. 具体的防止計画

- ①研究者等に誓約書の提出を義務付け、誓約書の提出を競争的研究費等の申請要件とする。
- ②取扱説明会等を実施し、具体的な研究費の執行・管理方法等を周知する。
- ③相談事例集を作成し、イントラネットホームページで公開する。
- ④金沢医科大学科学研究費助成事業取扱要領の改訂を行う。
- ⑤新任教職員への研究費等管理説明会として、研究推進ガイダンスを開催する。
- ⑥関連諸規程の整備を行う。
- ⑦研究費の執行に関する書類やデータ等の保存期間を定める。

Ⅲ. 科研費経理管理システムの検証

1. 目的

研究費を適切且つ効果的に執行するためには、予算執行残高を適時把握することが必要不可欠であるとし、平成21年4月に科研費経理管理システムを導入した。

より効果的・効率的に研究費を執行するために、運用にあわせ科研費経理管理システムの検証を継続的に行う。

2. 具体的防止計画

- ①10万円未満の換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ等）については、物品の所在が分かるよう記録し適切に管理する。必要に応じて現物確認を実施する。

- ②旅費の支払いにあたっては、研究者が支払いに関与しない仕組みの導入を推進する。

IV. 納品検収体制における実効性の維持

1. 目的

本学において整備した納品検収体制について、その実効性を失うことのないよう不断の検証を行う。

本学において、納品される物品全てについて、原則として、担当事務部課が検収を行うこととする。

納品事実の確認の不備が、不正発生要因となることから、検収職員の配置が十分に機能しているか、その実効性について継続的に検証を行い、不正防止を図る。

2. 具体的防止計画

- ①検収職員を配置する。
- ②検収の際は、発注データ（発注書や契約書等）と納品された現物を照合するとともに、据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品確認を行う。
- ③検収済み物品を現場への配送する際の受け渡し者の管理及び物品の確認を徹底する。
- ④検収済み物品については、可能な限り検収時消印を押印する。
- ⑤講座等の事務職員等を「受領担当者」とし、名簿管理を行う。
- ⑥納品検収等の学内ルールを取引業者に周知徹底するために、誓約書を徴取する。
- ⑦新規業者に対して発注・検収の説明資料を配付する。

V. 短時間雇用、謝金ルールの明確化と運用の適正化

1. 目的

短時間雇用、謝金ルールの明確化により、各部局等における運用の適正化を図るとともに、短時間雇用者の従事実態を適切に把握す

ることにより、カラ雇用や従事事実の改ざん等による不正な経費支出に対する牽制体制を構築する。

短時間雇用、謝金に関するルールを明確化し、その周知、徹底を行う。

2. 具体的防止計画

- ①雇用者の雇用管理業務について明文化する。
- ②勤務時間の確認方法を統一し、マニュアルを整備する。勤務実態の詳細な確認を可能とするため就業管理システム（TimePro）による勤怠管理を導入する。
- ③実態に応じた体制をルール化する。
- ④人件費については、原則大学による立替払いとし、競争的研究費が送金されるまでの期間でも研究者及び被雇用者が負担せずに雇用を可能とする。
- ⑤競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生に対して、研究者及び事務局から説明を行い、ルールを周知徹底する。

VI. 全学的モニタリング体制の整備

1. 目的

不正を誘発する要因を除去し、不正発生に係る抑止機能のある環境・体制を構築し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。

研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、全学的視点から防止計画の運用状況のモニタリングを行うことにより、不正を誘発する要因を除去し、不正発生に係る抑止機能のある環境を整備し、体制を強化する。

また、過去の内部監査や、モニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画の随時見直しや効率化・適正化を図る

など、内部監査の質の向上を推進する。

2. 具体的防止計画

- ①モニタリング実施者等は、モニタリングが有効に機能する体制となっているかを検証し、把握された不正発生要因に応じて、対応策を検討し、防止計画に反映させる。
- ②内部監査部門は、必要に応じて抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

以 上